

再生可能エネルギー発電設備設置事業の地元説明会に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足利市において実施する再生可能エネルギー発電設備の設置事業を円滑に行うため、設置事業者が開催する地元説明会（以下「説明会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成29年足利市条例第11号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(説明会の開催)

第3条 申請予定事業者は、条例第15条の規定に基づき説明会を開催しなければならない。

2 届出事業者（条例第11条第1項の規定に基づく届出を行おうとする設置事業者を含む。）は、条例第12条の規定に基づく設置事業の周知を図るときは、その方法として、説明会を開催するものとする。

3 設置事業者（前2項のいずれかに該当するものを除く。）は、市街化調整区域内において、設置事業（ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う設置事業を除く。）を行おうとするときは、条例第7条の規定に基づき近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保つため、説明会を開催するものとする。

(説明会の開催時期等)

第4条 説明会は、事業開始前に開催するものとし、説明会の日時、会場、通知方法及び対象区域については、当該自治会長へ報告するものとする。

(説明会の内容)

第5条 説明会の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の概要（設置事業者、工事施行者、設備の概要、スケジュール等）
- (2) 事業施行中及び完了後の事業責任者の緊急連絡先
- (3) 地域周辺に及ぼす影響

(説明会の結果報告)

第6条 設置事業者は、許認可及び届出等の手続きの際に、説明会結果報告書

(別記様式第1号)に次の書類を添えて報告するものとする。

- (1) 説明会の会議録
- (2) 説明会で配布した資料
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長その他当該許認可を行い、及び当該届出等の受理をする者が必要と認める書類

(その他)

第7条 説明会に関して、関係法令、条例又は条例に基づく規則に特別の定めがあるときは、この要綱の規定にかかわらず、当該特別の定めに従うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宛て

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

説明会結果報告書

再生可能エネルギー発電設備設置事業の地元説明会に関する指導要綱第3条の規定により、説明会を開催したため、第6条の規定により、関係図書を添えて報告します。

事業名		
事業区域	所在	足利市
	面積	m ²
説明会	開催年月日	年 月 日
	場所	
	出席者の状況	近隣住民等 人 説明者 人

関係図書

- (1) 説明会の会議録
- (2) 説明会で配布した資料
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長その他当該許認可を行い、及び当該届出等の受理をする者が必要と認める書類